

金沢市子どもの貧困対策基本計画の策定について

本計画は、子どもの貧困対策を一過性とせず、長期的な視点に立って取り組むため、本市として初めて子どもの貧困対策基本計画を策定するものである。子どもの貧困対策の総合的な推進を図るためには、子どもの育ちに関わる施策を包括的に推進する必要があるため、本計画では、福祉部局だけでなく、教育・保健等のさまざまな部局の施策を幅広く網羅し、各分野の連携強化を明記した。

I 策定方法

1. 策定委員会

福祉団体、保育・教育関係者、市民団体の代表者、学識経験者、公募委員による策定委員会で計画案を議論

2. 子どもの生活実態調査の実施

子どものいる家庭の生活の状況やニーズ、課題を把握することにより、本市における子どもの貧困の状況を分析することを目的にアンケート調査を実施

3. 関係団体等ヒアリング調査

アンケート調査だけでは分からない困難をかかえる子どもや家庭の現状と課題を支援者の視点から捉えることで、困難に陥ってしまう背景や今後求められる方策等を把握することを目的に聞き取り調査を実施

4. パブリックコメントの実施

平成 30 年 12 月 26 日～平成 31 年 1 月 24 日に計画骨子案について意見を募集

II 金沢市子ども貧困対策基本計画の概要

1. 趣旨・対象等

(1) 計画策定の趣旨

貧困の世代間連鎖を防ぐため、支援が確実に届く実効性ある取組を推進するための基本方針

(2) 計画の対象

子どもに関わるすべての市民を対象。支援の対象は、0 才から満 18 才になった最初の 3 月 31 日までの経済的に困窮状態にある、または、困難を抱えやすい状況にある子どもとその家庭

(3) 計画期間

2019 年度から 2021 年度までの 3 年間とし、2022 年度からは「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画」と一体的に策定

(4) 位置づけ

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえたもの

2. 本市の子どもの貧困の課題

(1) 子どもの育ちに関する課題（基礎的な生活習慣が身につかず、心身の健全な成長に影響がある、など）

(2) 子どもの教育に関する課題（基礎学力の不足・学校以外の学びの機会の不足 など）

(3) 世帯の経済状況や保護者の就労に関する課題（子どもの生活費や就学資金が確保できない、など）

(4) 相談体制に関する課題（困りごとを自己発信できず、必要な支援につながっていない、など）

(5) 制度の周知・市民への啓発に関する課題（必要としている人に必要な情報が伝わっていない、など）